

# 都市計画市素案説明会

横浜国際港都建設計画道路の変更について  
(3・3・27号国道1号線及び3・5・26号戸塚線)



令和5年3月15日(水)～4月19日(水)  
横浜市

このたびは、「横浜国際港都建設計画道路の変更について」の  
「都市計画市素案説明会」をご視聴いただき、ありがとうございます。  
この説明会は、公聴会に先立ち行うものです。  
動画の配信期間は、令和5年3月15日から4月19日までです。▲

1.国道1号線の路線概要

2.事業計画の概要

3.都市計画市素案の概要

(3・3・27号国道1号線、3・5・26号戸塚線)

4.今後の都市計画変更手続

説明は、

1. 国道1号線の路線概要
  2. 事業計画 の概要
  3. 都市計画市素案の概要
  4. 今後の都市計画変更手続
- の順に、ご説明します。▲

1. 国道1号線の路線概要

2. 事業計画の概要

3. 都市計画市素案の概要

(3・3・27号国道1号線、3・5・26号戸塚線)

4. 今後の都市計画変更手続

はじめに、「1. 国道1号線の路線概要」について、ご説明いたします。▲

## ■国道1号線の概要

3

名 称 3・3・27号国道1号線  
起 点 鶴見区尻手二丁目(川崎市界)  
終 点 戸塚区東俣野町(藤沢市界)  
代表幅員 27m  
延 長 約29,030m  
車線の数 4車線

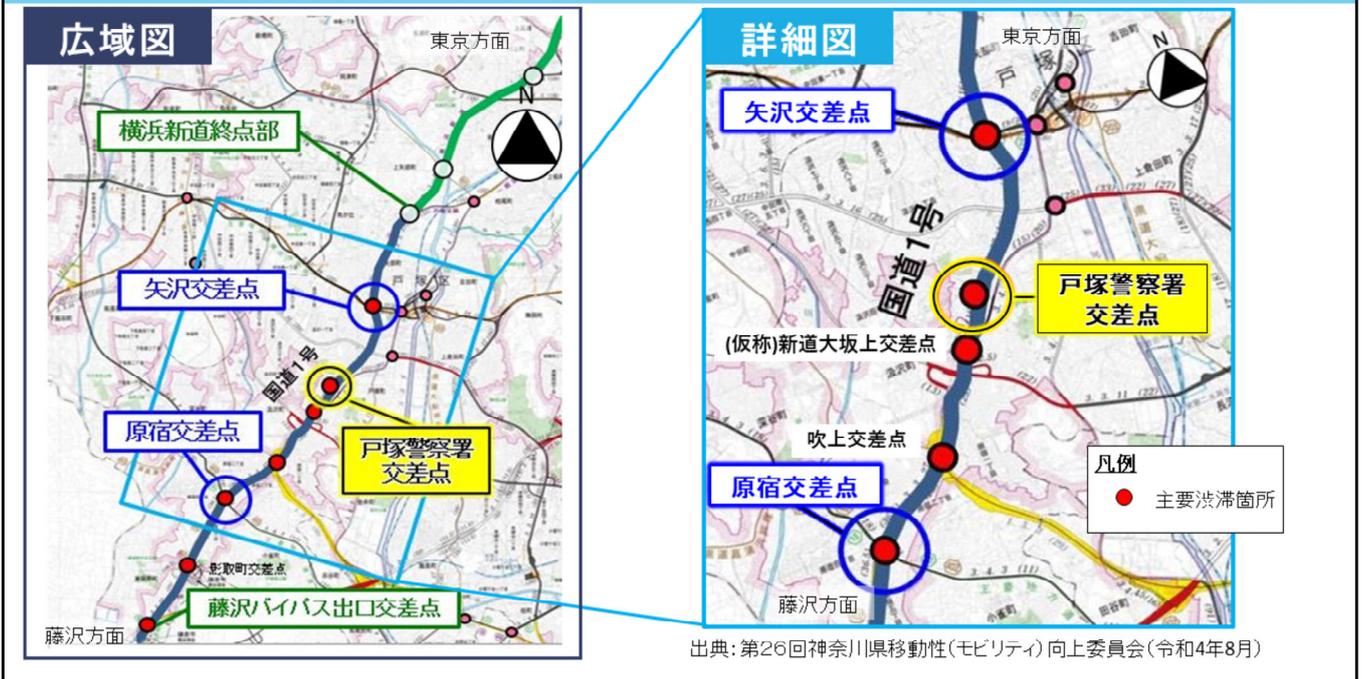


こちらは、国道1号線の路線概要です。

都市計画の名称は、3・3・27号国道1号線で、鶴見区尻手二丁目(川崎市界(しざかい))を起点とし、戸塚区東俣野町(藤沢市界(しざかい))を終点とする、代表幅員27メートル、延長約29,030メートル、車線の数4車線の、都市計画道路です。

道路法上の一般国道1号は、他にも横浜新道などのバイパス線、戸塚駅前を通過する旧東海道に相当する部分などがありますが、都市計画道路としては右に示す市域図のうち、赤線で示している路線を国道1号線としています。▲

# ■ 国道1号線の渋滞状況(横浜新道～藤沢バイパス)



本路線のうち、横浜新道終点部から藤沢バイパス出口交差点の区間においては、信号交差点が連坦することなどにより、渋滞が発生している状況であり、これまでも、青色の丸囲みでお示しする矢沢交差点や原宿交差点の立体化により対策を行ってきました。

しかし、依然として、東京方面、藤沢方面ともに交通が集中し速度低下が発生している状況です。

このうち、黄色の丸囲みでお示しする戸塚警察署交差点における渋滞状況についてご説明します。▲

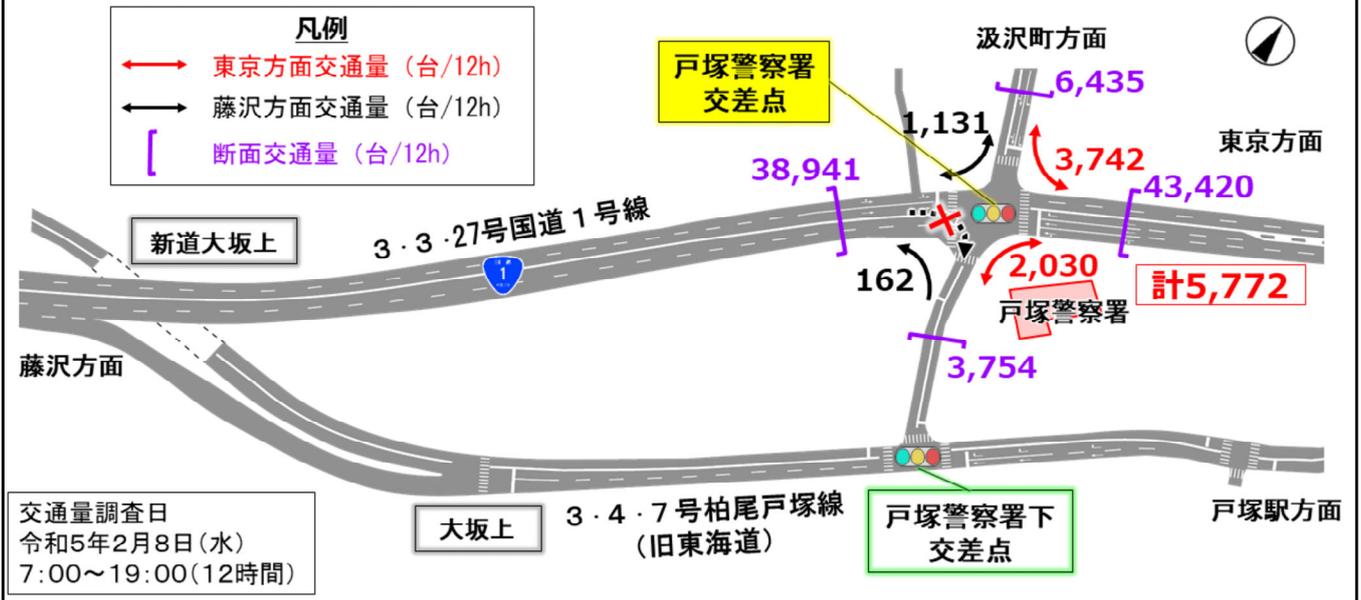
# ■ 渋滞対策の必要性



国道1号線戸塚警察署交差点では、東京方面、藤沢方面ともに、交通が集中することで速度低下が発生し、渋滞が発生している状況です。  
通勤時間では、戸塚警察署交差点を先頭に、東京方面、藤沢方面とも、1km前後の渋滞が発生しています。  
緑色でお示しする戸塚警察署下交差点では、戸塚警察署交差点の信号待ち車両の先詰まりによって渋滞が発生しています。  
また、交通量の多さに起因して事故が多く、交通面・安全面の観点から対策が必要です。▲

# ■現在の戸塚警察署前の状況

## 交通状況



戸塚警察署交差点付近における国道1号線の交通量は平日12時間あたり、約39,000台から43,000台となります。戸塚警察署交差点においては、国道1号線東京方面と交差する市道の間で行き来が多く、赤色でお示しするように、約5,800台の交通量があります。▲

1. 国道1号線の路線概要

2. 事業計画の概要

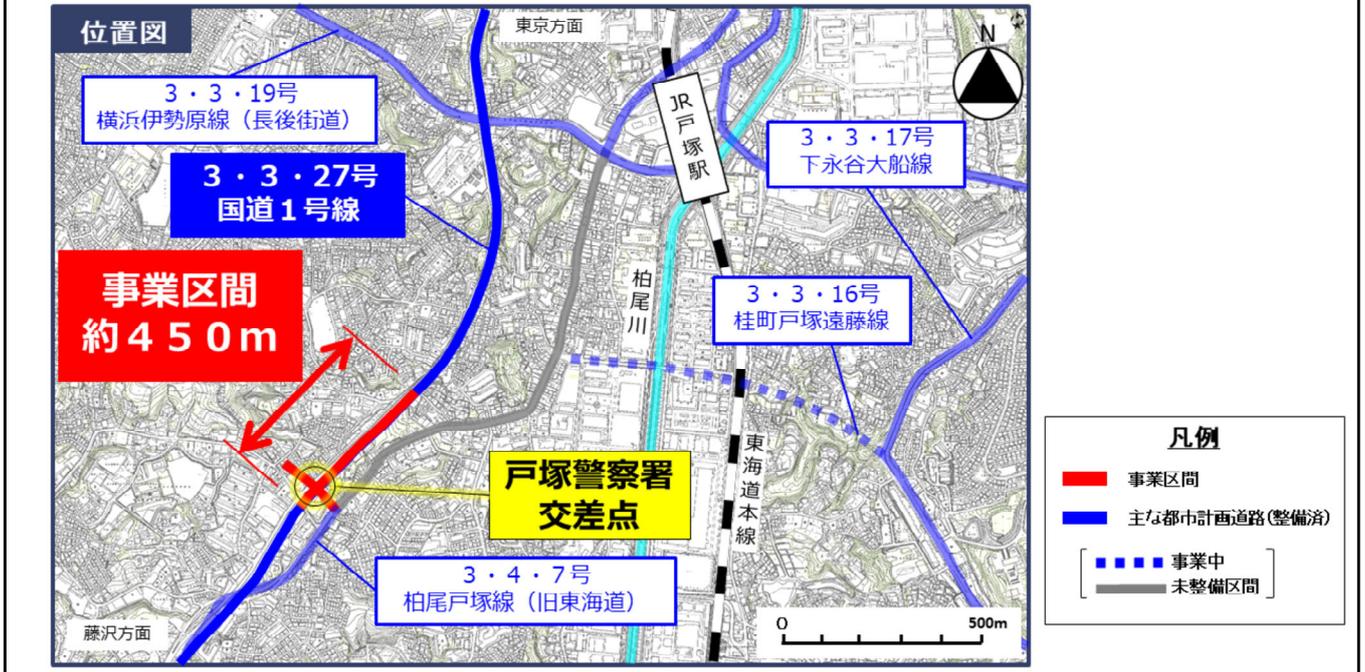
3. 都市計画市素案の概要

(3・3・27号国道1号線、3・5・26号戸塚線)

4. 今後の都市計画変更手続

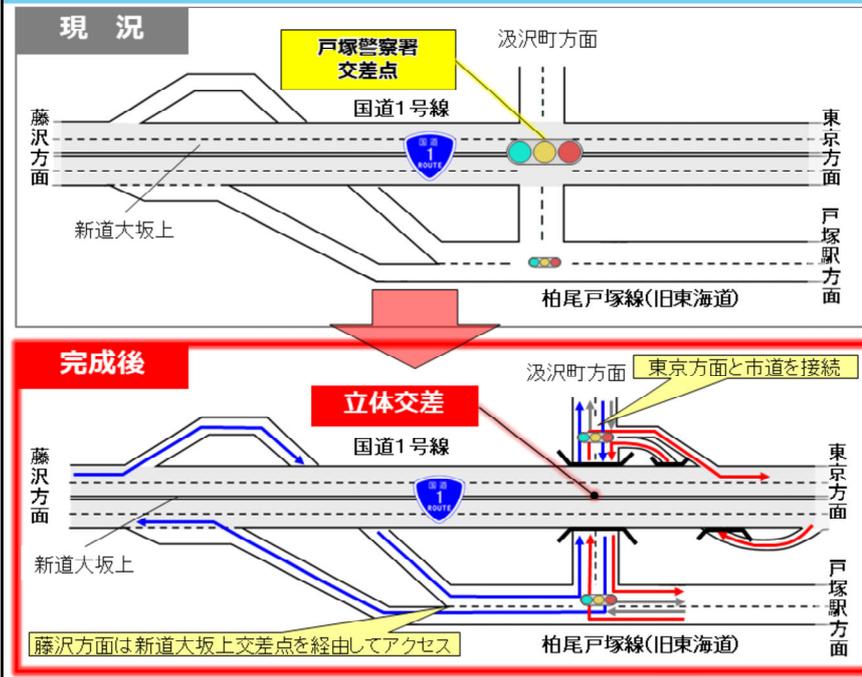
続きまして、「2. 事業計画」の概要をご説明いたします。▲

# 事業計画の概要



戸塚警察署交差点の位置を図に示しています。  
事業区間は、戸塚警察署交差点を含む、赤色の約450mの区間です。▲

# 事業計画の概要



戸塚警察署交差点で発生している慢性的な渋滞が解消します



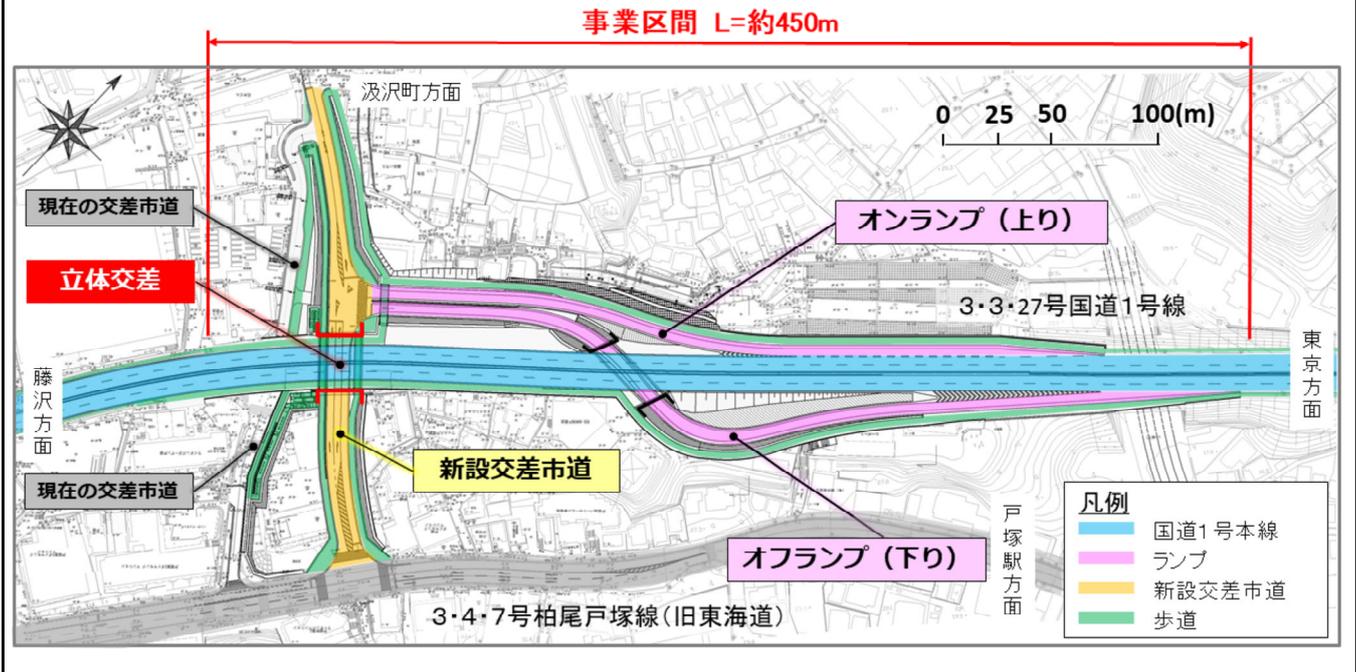
平面交差点がなくなることで交差点での事故がなくなります



交差点の立体化については、現在の平面交差点から、国道1号線の下に交差市道を通す立体構造とし、国道1号線の東京方面と交差市道をランプで接続する構造としています。交差市道の汲沢町方面と藤沢方面の行き来は、青色の線でお示しするように、一旦、国道1号線の下を立体交差し、柏尾戸塚線（旧東海道）を利用する計画とします。

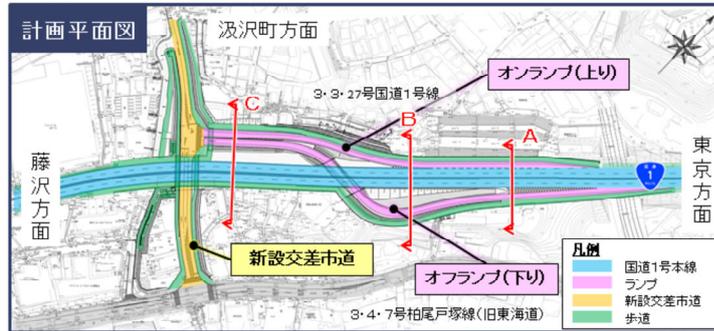
また、柏尾戸塚線と国道1号線東京方面との行き来は、赤色の線でお示しするように、国道1号線下の立体交差と、ランプを経由していただく計画としています。

立体化により渋滞を解消するとともに、平面交差点がなくなることで交差点での事故が無くなります。▲

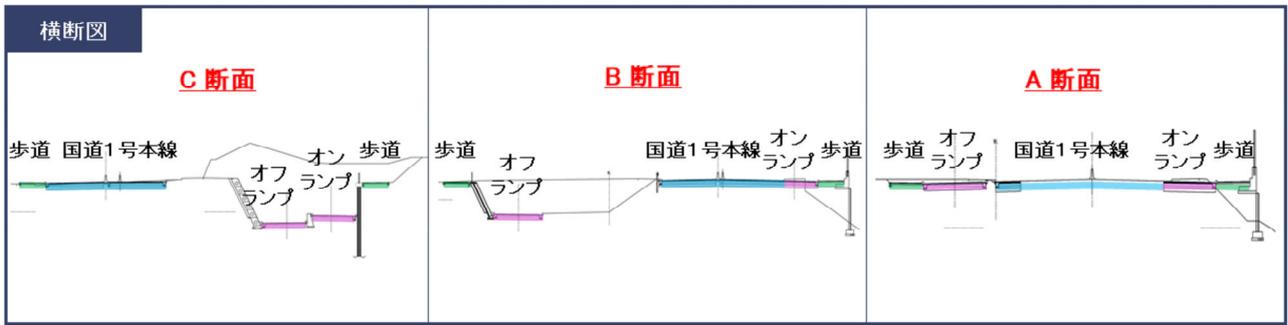


こちらは事業区間を示す計画平面図です。  
 事業区間は、図に示す延長約450mの区間で、  
 水色でお示しする国道1号本線と立体交差する黄色の交差市道を新設し、  
 ピンク色でお示しするオン・オフランプを国道1号線東京方面と接続させる計画  
 です。  
 また、緑色でお示しする歩道は、現況幅員以上の幅員を確保するようにしていま  
 す。▲

# ■計画横断図(国道1号線方向)



## 横断図



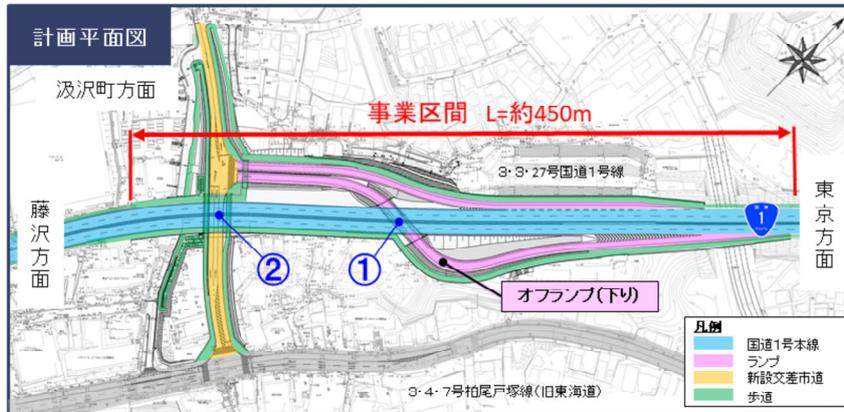
国道1号線方向の計画横断図を示しております。

横断面は、東京方面を背に、藤沢方面を向いた方向としています。

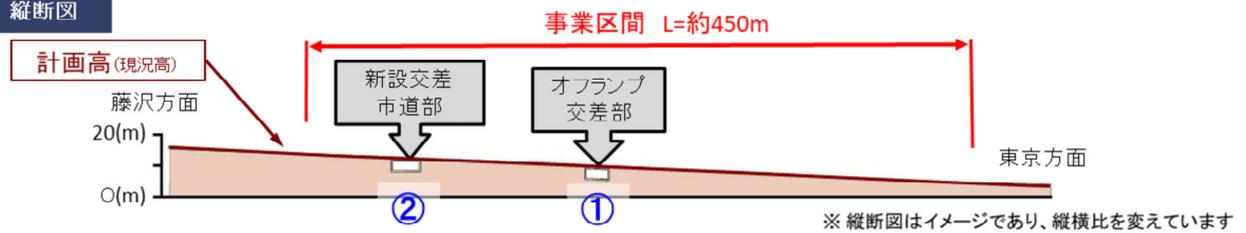
図面の右側から、A断面、B断面、C断面としています。

オフランプはA断面付近から国道1号本線と分岐、B断面付近で本線の下を交差し、C断面付近でオンランプと並走し、その後、新設交差市道と接続します。▲

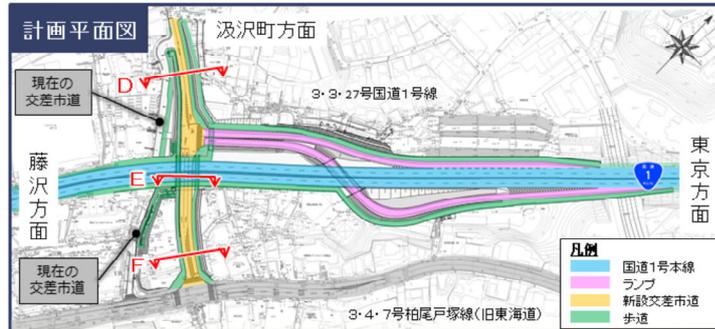
# ■ 縦断面立体構造(国道1号線方向)



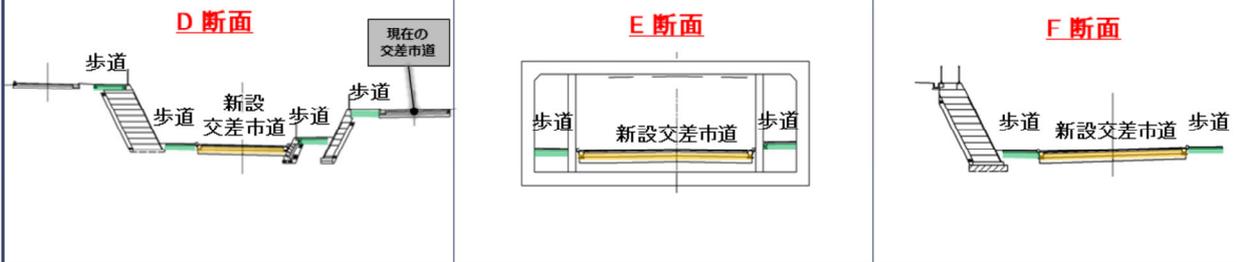
## 縦断面図



こちらは国道1号線の本線部分の縦断面図を示したものです。  
国道1号本線については、現況を計画高としており、現在の高さ及び勾配は変更  
しません。▲

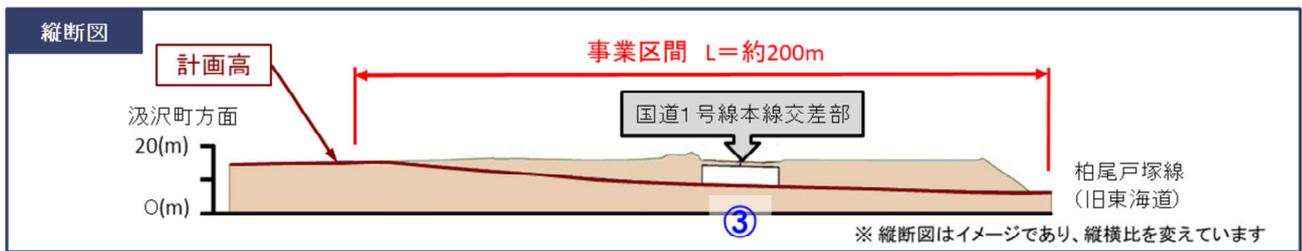
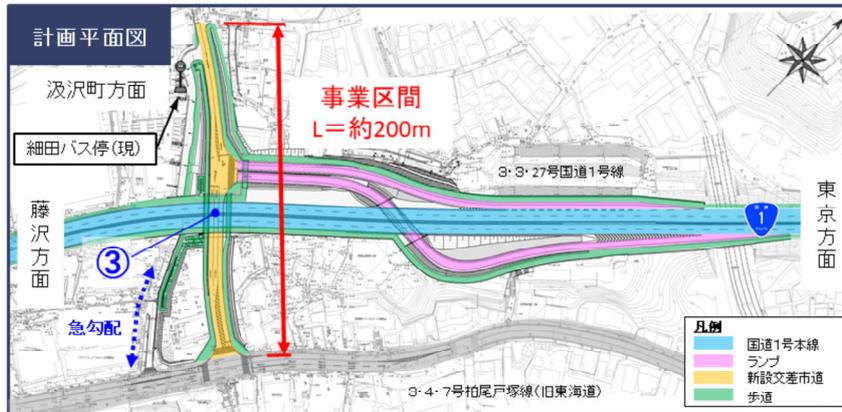


横断図

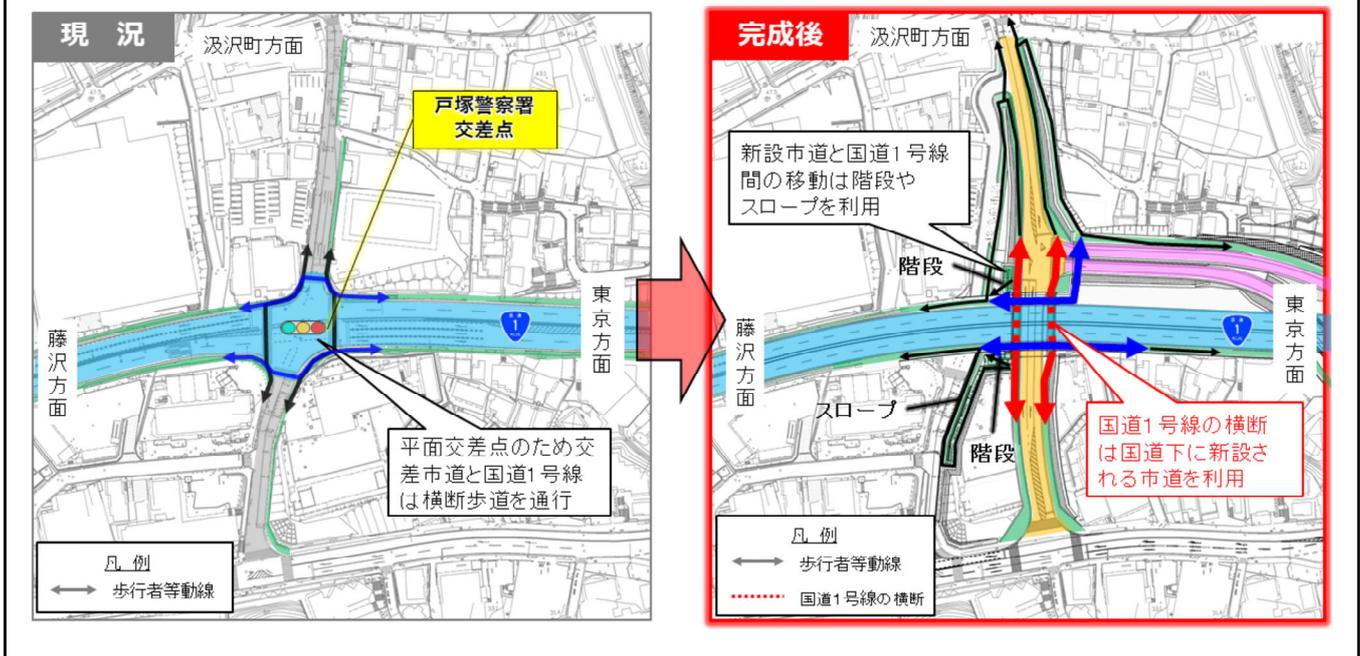


新設交差市道方向の計画横断図を示しております。  
 横断面は、汲沢町方面を背に、柏尾戸塚線方面を向いた方向としています。  
 図面上側、汲沢町方面から、D断面、E断面、F断面としています。  
 現在の交差市道から東京方面側に、黄色でお示しする新設交差市道を設置します。  
 新設交差市道は、E断面付近で国道1号本線の下を交差し、F断面付近で柏尾戸塚線に接続させます。▲

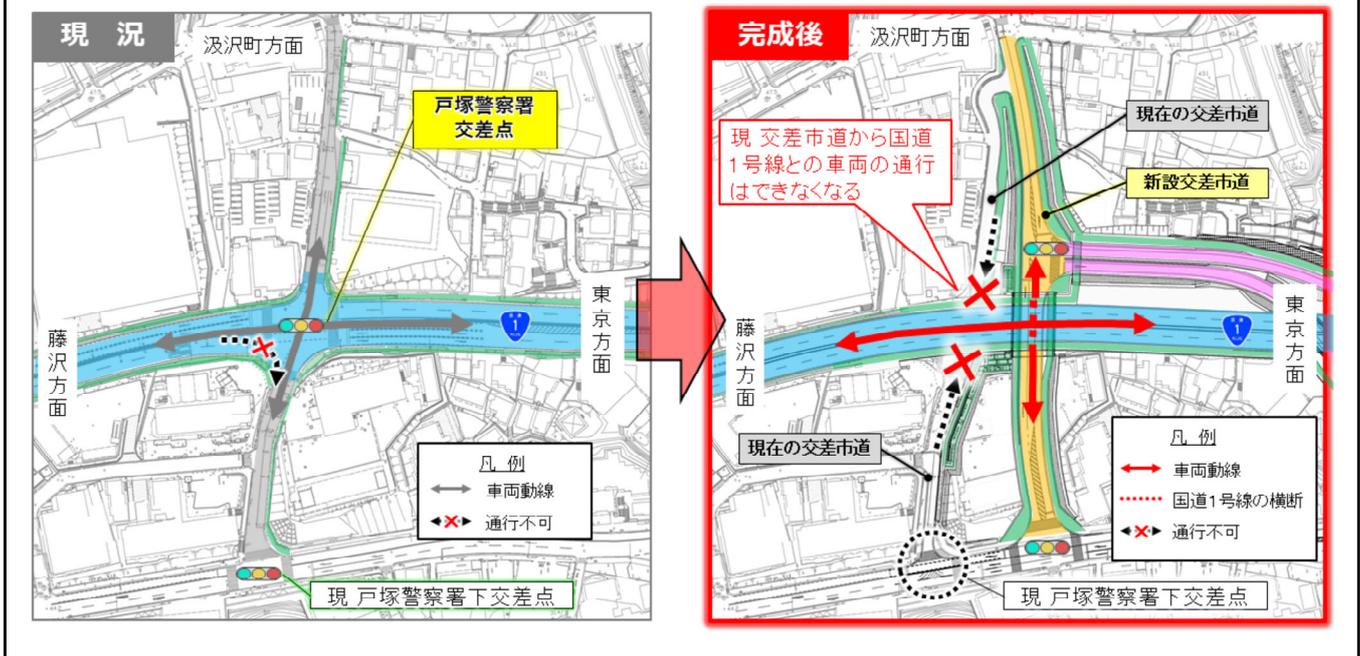
# ■ 縦断面立体構造 (新設交差市道方向)



こちらは新設交差市道の縦断面図を示しています。  
現在の交差市道は、国道1号線と柏尾戸塚線との間で急な勾配となっています。  
新設交差市道では、緩やかな勾配となります。▲



歩行者動線の変更についてご説明いたします。  
 現況では平面信号交差点のため、横断歩道を通して、国道を横断しています。  
 一方、立体化後は、現在の横断歩道がなくなり、国道を横断する歩行者・自転車については、  
 右の図の、赤色の線で示すように、国道1号本線下の市道ボックスカルバートを通して  
 反対側に渡っていただく計画となっています。  
 これにより、安全に通行いただくことができますようになります。▲



続きまして、車両動線の変更についてご説明いたします。  
 現況は、左の図にお示しするように、信号平面交差の十字路となっており、  
 国道1号線藤沢方面からは右折禁止となっています。  
 立体化後は、右の図にお示しするように、  
 戸塚警察署交差点がなくなることで、現在の交差市道と国道との間で通行ができ  
 なくなります。  
 汲沢町方面と柏尾戸塚線との車両の移動については、新設される交差市道をご利  
 用いただくこととなります。▲

1.国道1号線の路線概要

2.事業計画の概要

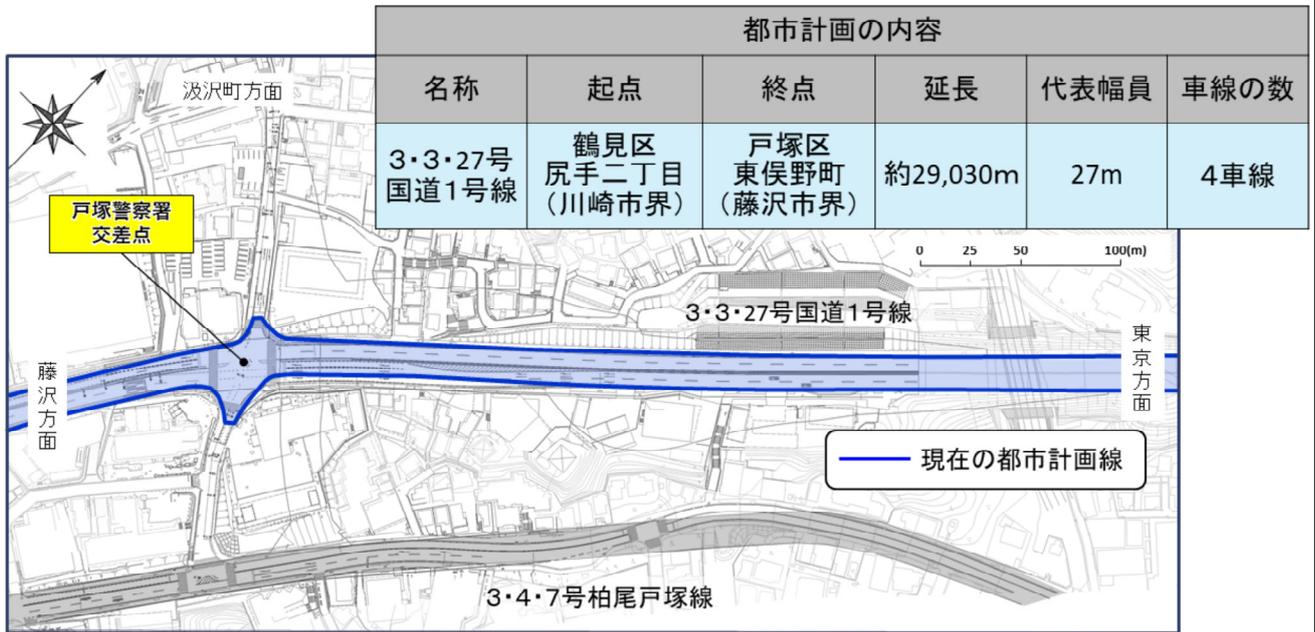
3.都市計画市素案の概要

(3・3・27号国道1号線、3・5・26号戸塚線)

4.今後の都市計画変更手続

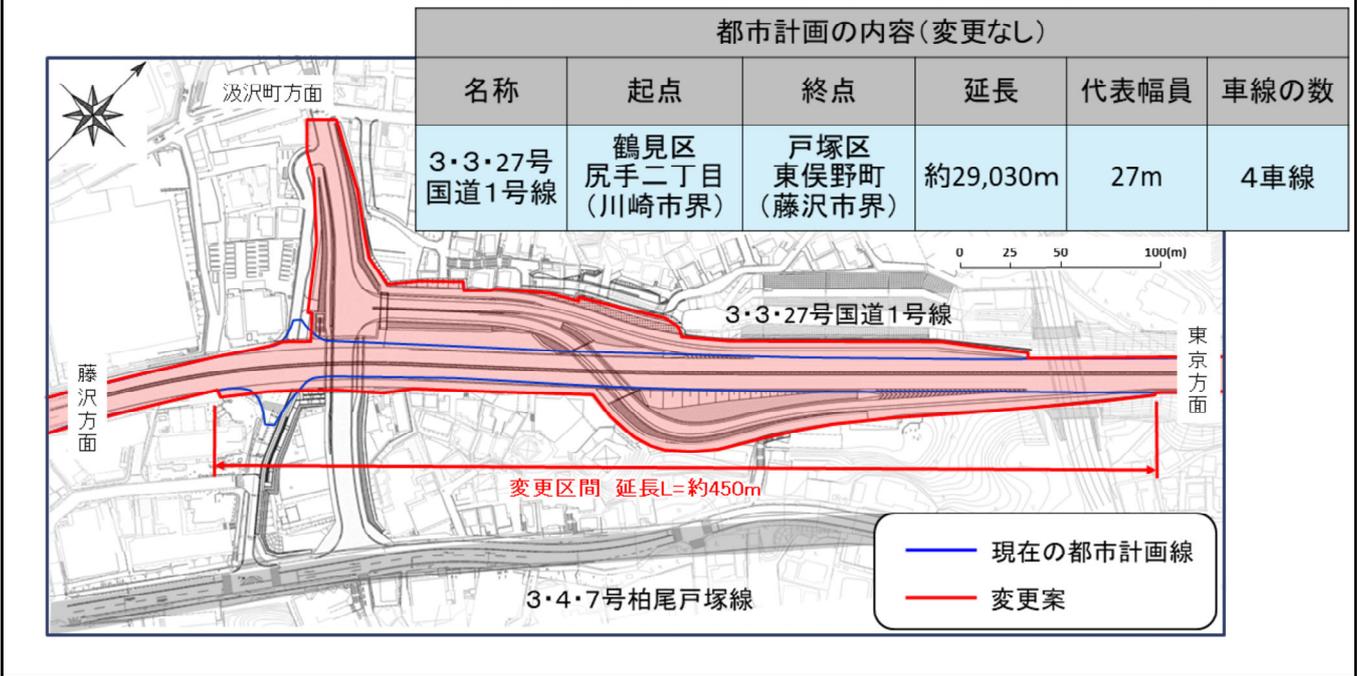
続きまして、「3.都市計画市素案の概要」をご説明いたします。▲

# ■国道1号線(現在の都市計画)



こちらが国道1号線の、現在の都市計画線です。  
 国道1号線は、青色の線で都市計画道路の区域が定められている他、表に示す名称、起終点、延長、代表幅員、車線の数項目を都市計画に定めています。▲

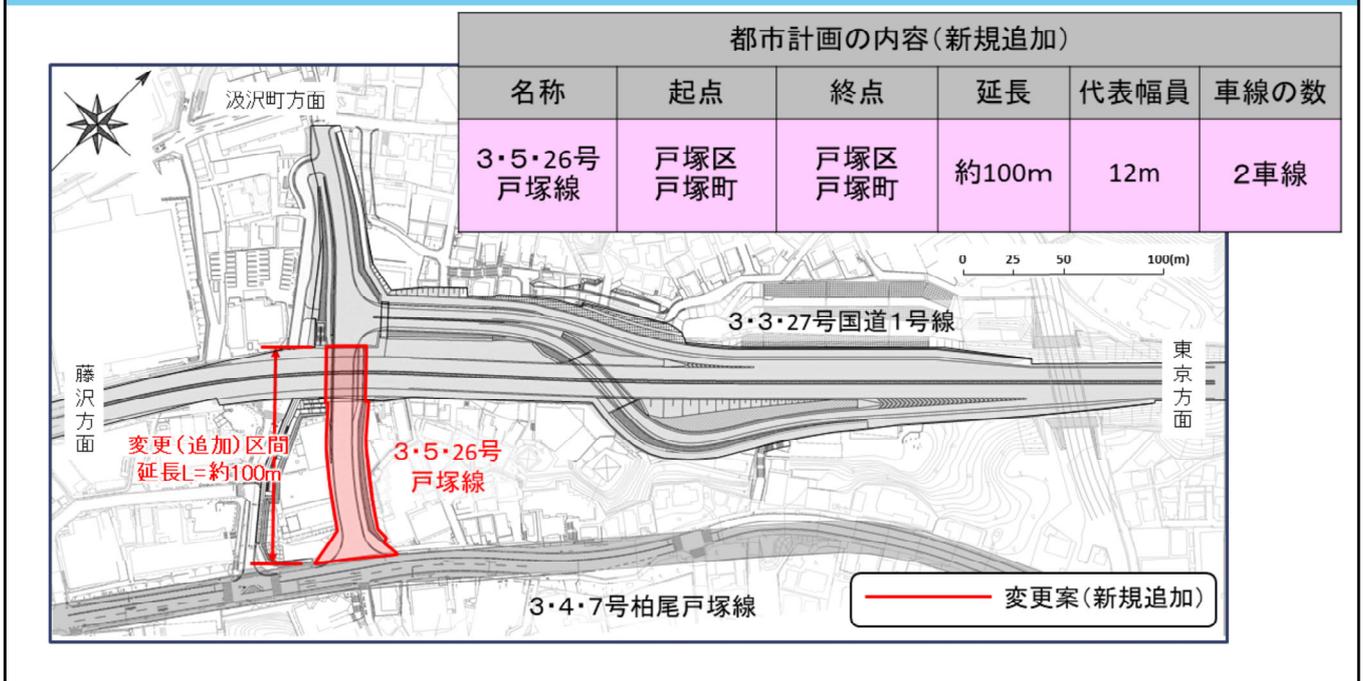
# ■変更案(国道1号線)



こちらが国道1号線の変更案となります。  
 戸塚警察署交差点において交差点形状を平面から立体構造にすることとし、  
 渋滞軽減と安全性の向上を図ることから、本路線の区域を変更します。  
 赤色でお示ししている都市計画線が変更案を示しており、  
 立体交差及び歩行者動線の確保に必要な範囲を区域とします。  
 なお、その他、表にお示しする都市計画の内容に変更はありません。▲

## ■変更案(戸塚線)

20



こちらが今回、新規に追加する戸塚線の変更案となります。  
 国道1号線と柏尾戸塚線を連絡する道路を新たに追加し、渋滞軽減と安全性の向上及び周辺交通の円滑化を図ることを目的に、  
 図に示す赤線の区域を都市計画に定めるものです。  
 今回決定する戸塚線の概要ですが、  
 名称を3・5・26号戸塚線、戸塚区戸塚町を起終点とし、  
 延長約100m、代表幅員12m、車線の数に2車線と定めます。▲

1.国道1号線の路線概要

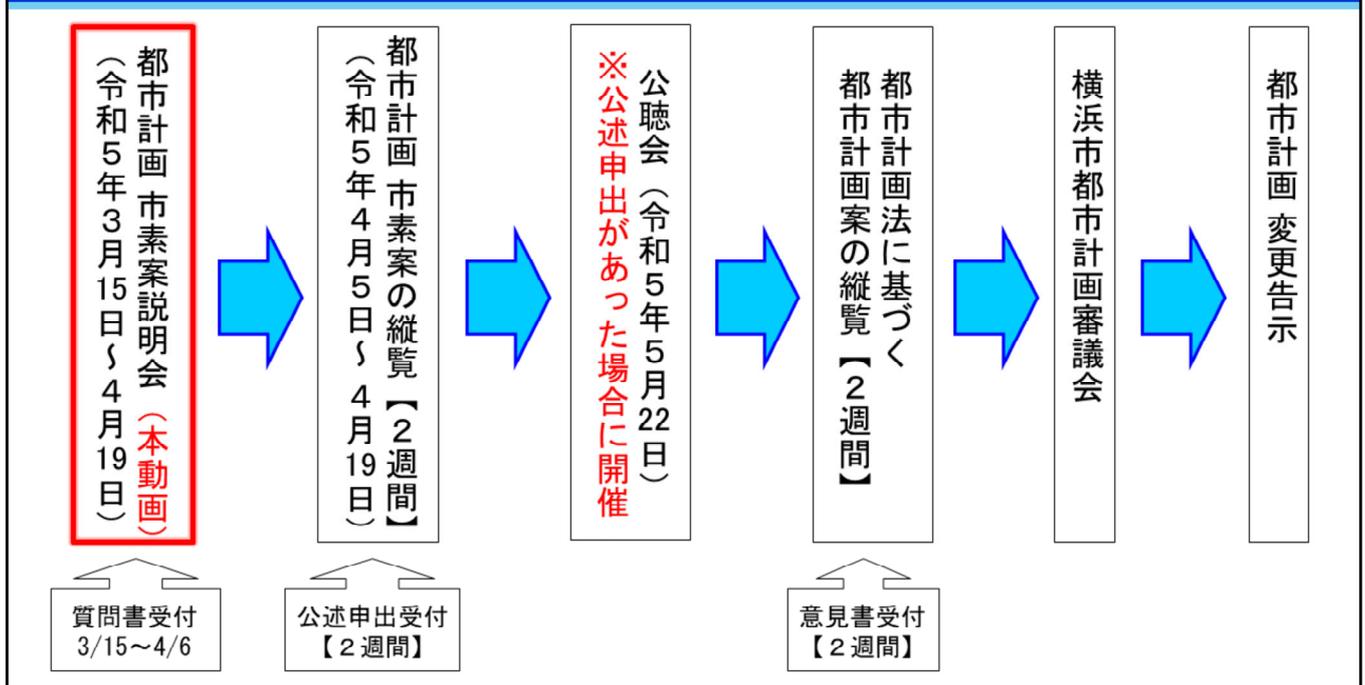
2.事業計画の概要

3.都市計画市素案の概要

(3・3・27号国道1号線、3・5・26号戸塚線)

4.今後の都市計画変更手続

最後に、「4.今後の都市計画変更手続」をご説明いたします。▲



手続の流れにつきましては、本動画が、赤枠で示す市素案説明会です。  
 市素案については、質問書の受付期間を設けています。  
 続いて、令和5年4月5日から4月19日までの2週間で、都市計画市素案の縦覧及び公述申出の受付を行います。この期間中に公述申出があった場合は、令和5年5月22日に公聴会を開催します。  
 その後、都市計画案を作成し、都市計画法第17条に基づく縦覧を2週間行います。この縦覧期間中は、関係住民及び利害関係人であれば、どなたでも都市計画案に対する意見書を提出することができます。  
 ここで提出された意見書については、その意見の要旨を、都市計画審議会に参考資料として提出することになります。  
 その後、学識経験者、市会議員及び市民で構成された都市計画審議会の議を経て、都市計画変更の告示となります。▲

## ◆都市計画市素案に対する質問書の受付

	受付期間(※期間必着)	回答
第1次	令和5年3月15日(水)～3月24日(金)	3月31日(金)
第2次	令和5年3月25日(土)～4月6日(木)	4月14日(金)
提出方法	①電子申請 横浜市ホームページから申請 ※システムメンテナンス(不定期)中は、使用できません ②書面(郵送又は持参) 質問書を建築局都市計画課へ提出 ※質問書の様式は、自由です。 (住所、連絡先、氏名、案件名及び質問の内容を御記載ください) (受付時間 土・日・祝日を除く午前8時45分～午後5時15分)	

次に、都市計画市素案に対する質問書の受付について、ご説明します。  
 今回ご説明した市素案についての質問書を、どなたでもご提出いただけます。  
 受付期間は2度設けており、  
 ●第1次が、令和5年3月15日から3月24日まで、この期間のご質問に対する回答を令和5年3月31日に公表する予定です。  
 ●第2次が、令和5年3月25日から4月6日まで、この期間のご質問に対する回答を令和5年4月14日に公表する予定です。  
 回答は横浜市ホームページで公表します。  
 なお、提出方法につきましては、期間内に横浜市ホームページから電子申請により提出してください。または、期間内に必着で、横浜市建築局都市計画課へ郵送もしくは持参してください。▲

### ◆都市計画市素案の縦覧(閲覧)

期 間	令和5年4月5日(水)～4月19日(水) (土・日を除く午前8時45分～午後5時15分)
場 所	横浜市建築局都市計画課
※戸塚区役所区政推進課で都市計画市素案の写しを閲覧できます (土・日を除く、午前8時45分～午後5時) ※横浜市ホームページで「都市計画市素案の概要」を御覧になれます	

次に都市計画市素案の縦覧についてご説明いたします。  
市素案の縦覧ですが、令和5年4月5日から4月19日までの2週間  
土・日を除く、午前8時45分から午後5時15分の間に、  
建築局都市計画課において、縦覧を行います。  
また、期間中、戸塚区役所区政推進課で、都市計画市素案の写しをご覧になれる  
とともに、  
横浜市ホームページで都市計画市素案の概要をご覧になれます。▲

◆公述の申出（関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。）

申出期間 (※期間内必着)	令和5年4月5日(水)～4月19日(水) (土・日を除く午前8時45分～午後5時15分)
申出方法	<p>① 電子申請 横浜市ホームページから申請 ※システムメンテナンス（不定期）中は、使用できません。</p> <p>② 書面（郵送又は持参） 公述申出書を建築局都市計画課へ提出 ※公述申出書の様式は、自由です。（住所、連絡先、氏名、 案件名及び意見の要旨を御記載ください。）</p> <p>◆4月19日(水)午後5時15分 必着又は申請完了</p>

次に公述の申出についてご説明します。

都市計画市素案に対してご意見のある方は、公聴会での公述を申し出ることができます。

この公述の申出は、関係住民及び利害関係人であれば、どなたでもできます。

公述申出期間は、縦覧期間と同じ、令和5年4月5日から4月19日までの2週間です。

公述申出方法は、横浜市ホームページからの電子申請によるご提出か、

書面により、建築局都市計画課宛に、郵送又は持参してください。

いずれの方法による場合も、令和5年4月19日午後5時15分必着、または申請手続を完了する必要があります。▲

◆公聴会（公述申出があった場合に開催します。）

日 時	令和5年5月22日（月） 午後7時開始
場 所	戸塚公会堂 3階講堂 （横浜市戸塚区戸塚町127）
<p>◆10名を超える申出があった場合は抽選を行います。（詳細は後日直接連絡）</p> <p>◆公聴会の開催の有無は、令和5年4月24日（月）以降に、横浜市ホームページ等で御確認ください。</p>	

次に、公聴会について、ご説明します。

公聴会は、都市計画市素案に対する皆様のご意見をお聞きし、都市計画案作成の際の参考とするために開催するもので、縦覧期間中に公述の申出があった場合、令和5年5月22日の午後7時から、戸塚公会堂3階講堂で開催します。

公述申出者が10名を超える場合は、公述人を決めるための抽選を行います。抽選となった場合は、後日、建築局都市計画課から公述申出者に、直接ご連絡します。

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しませんので、公聴会の開催の有無につきましては、

令和5年4月24日以降に、横浜市ホームページでご確認いただくか、

お手数ですが、建築局都市計画課までお電話でご確認ください。

公聴会でいただいたご意見に対しては、市の考え方を取りまとめ、公述人に通知するほか、

都市計画課窓口及び横浜市ホームページで公表します。▲

## ■今後の都市計画手続について

27

### お問合せ先

#### ◇ 計画内容・事業内容について

横浜市 道路局 事業推進課

TEL : 045-671-3533

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階

#### ◇ 都市計画手続について

横浜市 建築局 都市計画課

TEL : 045-671-2657

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

最後にこちらが、ご説明した内容等に関するお問い合わせ先になります。  
ご不明点などありましたら、記載の部署へご連絡ください。▲

以上で説明を終わります  
ありがとうございました

説明につきましては以上になります。  
ご視聴ありがとうございました。▲